消防機関

北上地区消防組合救急業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月6日

北上地区消防組合消防本部 消防長 菊 池 洋 幸

北上地区消防組合救急業務規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合救急業務規程(平成10年北上地区消防組合消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

(救急業務に関する照会又は開示請求)

第25条 消防長は、傷病者又はその他の者から救急業務に関して照会又は開示請求があった場合は、<u>北上地区消防組合情報公開条例(平成26年北上地区消防組合条例第5号)又は北上地区消防組合個人情報保護法施行条例(令和5年北上地区消防組合条例第1号)</u>に基づき回答するものとする。

(住民に対する応急手当の普及啓発)

第31条 住民に対する応急手当の普及啓発活動は、<u>応急手当</u> の普及啓発の推進に関する実施要綱を定め、計画的に推進 するものとする。 (救急業務に関する照会又は開示請求)

第25条 消防長は、傷病者又はその他の者から救急業務に関して照会又は開示請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)又は北上地区消防組合情報公開条例(平成26年北上地区消防組合条例第5号)に基づき回答するものとする。

(住民に対する応急手当の普及啓発)

第31条 住民に対する応急手当の普及啓発活動は、<u>応急手当</u> の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成5年3月30 日消防救第41号消防庁次長通知)に基づき、計画的に推進 するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。